

抑々此等事ニ就テハ或一部分ニモ知レトノ繼政本部長ノ意見アリ

除外例ヲ設ケル當局ノ意志ト朝有事ノ際總同員ヲ忍ビテシテハアラザルヤ

我々労働者モヤリ日本国民ナルハ国民ヲ思フハアリ有事ノ際ニ國ニ盡ス

赤誠令上トテ明確ニ海軍有ハ辯明シテアリ

二十番
先刻質問ト今ク回答ハ相違セシ旅思考ニ政府當局ニ付シテ中央當局ノ意
見ヲ實見セヨナリ

労働組合カ保護ニテスニテ取締ニ傾キテアルト思ハルカ保護ニテスニテ取締ニ傾
キテスルニ就テハ甚々遺憾ニ付キテニ就キ回答ヲ乞フ

二十番
労働組合カ保護ニテスニテ取締ニ傾キテアルト思ハルカ保護ニテスニテ取締ニ傾
キテスルニ就テハ甚々遺憾ニ付キテニ就キ回答ヲ乞フ

二十番
労働組合カ保護ニテスニテ取締ニ傾キテアルト思ハルカ保護ニテスニテ取締ニ傾
キテスルニ就テハ甚々遺憾ニ付キテニ就キ回答ヲ乞フ

台組働男
會僚工廠廣

我々一般條例カラ除外セラルナラ監督官ハ如何ナリヤ

現在我等ノ調査ニシテ監督ト地方長官ナリト思フ

我々八軍事ニ業ニ従業スルガ故ニ除外例ヲ設ケル當局ノ意旨ナルモ我國ニ於
テハ他ニモ軍事ニ業ニ従業スル工場モアリ政府當局ノ答辯ハ不徹底ナリ

我々八軍事ニ業ニ従業スルガ故ニ除外例ヲ設ケル當局ノ意旨ナルモ我國ニ於
テハ他ニモ軍事ニ業ニ従業スル工場モアリ政府當局ノ答辯ハ不徹底ナリ

三時議長約五分間ノ休憩ヲ宣ス

三時五分開會

二十番
労働組合カ保護ニテスニテ取締ニ傾キテアルト思ハルカ保護ニテスニテ取締ニ傾
キテスルニ就テハ甚々遺憾ニ付キテニ就キ回答ヲ乞フ

文部組合ノ本質トハ例々各一佃ノ団体組合ヲスラテアンテ海軍大臣制
式ノ交渉組合ト認メサルトモヒニアラズ海軍ノ団体ガ一致シテ協議ヲ用